

**第3回静岡市・蒲原町合併協議会
第3回静岡市・由比町合併協議会
合同会議 議事録**

平成16年6月30日
静岡市・蒲原町合併協議会事務局
静岡市・由比町合併協議会事務局

1 開催日時 平成16年6月30日(水)午後1時30分から

2 開催場所 蒲原町文化センター 4階大会議室

3 出席者 (1) 静岡市・蒲原町合併協議会

小嶋会長、山崎副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

須藤委員、石川委員、影山委員、志田委員、吉田委員、

斉藤委員 (全13名出席)

(2) 静岡市・由比町合併協議会

小嶋会長、望月副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

安部委員、佐野委員、佐藤委員、小林委員、豊島委員、

斉藤委員 (全13名出席)

下線の会長及び委員は、両協議会兼務

4 議題

(1) 協議

基本項目について(協議結果報告)

法による特例項目について

一般項目について

(2) その他

5 会議内容 以下のとおり

事務局 定刻となりましたので、第3回静岡市・蒲原町合併協議会及び第3回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を開会いたします。なお、本日の会議には、委員全員の出席をいただいておりますので、ご報告させていただきます。それでは、開会に当たりまして、会長から一言ご挨拶申し上げます。

会長（小嶋静岡市長） 皆さん、こんにちは。本日は第3回になりますが、静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会の合同会議でございます。委員の皆様には、天候の悪い中、時間通りお集まりいただきましてありがとうございます。また、傍聴の皆さんもご苦勞様でございます。大事な会議になりますので、しっかりとお聞きいただいて、またそれぞれ議論していただきたいと思っております。

前回の合同会議におきましては基本項目であります5項目が決定をされました。法による特例項目におきましても活発な議論をいただいたところであります。

本日は法による特例項目に引き続きまして、一般項目につきましても協議を始める予定ですが、委員の皆様方からは忌憚のない御意見をいただき、一つ一つ着実に協議を進めていきたいと考えております。

なお、今回は蒲原町を会場として初めての会議ということでありますので、ここで開催地を代表して山崎副会長さんからも一言御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

副会長（山崎蒲原町長） 皆様、ようこそ、この蒲原町の文化センターへおいでいただきました。

昨日の深夜から大変な豪雨になりまして、雨降って地固まるというたとえがありますけれども、この雨はどうも雨降って水が溜まってしまいまして、静岡のほうから見えるのに私、船でないと大変ではないかと想像していましたが、本当に皆様、よくお集まりいただきましてありがとうございました。皆様の御熱意に本当に心から感謝申し上げます。

いよいよ3回目ともなりますと論議も佳境へ入ってまいりますけれども、細かい問題がたくさんこれから出てくると思います。1つには、やはり合併をめぐる論議というのは、お互いによいところ、悪いところというのは、蒲原町のような小さな自治体であっても、やはり静岡市よりも少しよいところの中にはあると思っておりますし、それから静岡市さんにはもうこれだけの規模を誇られて、きちっとされてよいところがたくさんあるだろうと思います。お互いがそうしたよい部分というのをできるだけ残して、お互いがよき影響の中で、もっと素晴らしいまちづくりを模索するのが合併協議会の役目だろうと感じておりますので、ぜひ

蒲原町のよさも、実は本日、この会議が終わりました後、皆様を御案内したいと思っておりますので、ぜひお付き合いをいただきたいと思っております。

さらに大切なことは、静岡市側になくて蒲原町にしかない資源というものもまたございますから、1つには、皆様にぜひ本日はご覧いただきたいと思っているのは、日軽金さんの発電後の放流水でございます。これについては随分と長い年月かけて論議もしておりますけれども、この水を全部ああいう形で海へ捨てているという現実もございます。ぜひそうした点についても皆様方に現場をご覧いただき、できれば、仕組みが邪魔をして資源を活用できないという問題についても、ぜひ皆様からお力添えをいただきながら、広域行政でなければ実現できないテーマを、これを機会に乗り越えていきたいと、このような考えも持っておりますので、ぜひ皆様の応援をお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。どうも本日はありがとうございました。

事務局 議事に入る前に委員の皆様をお願い申し上げます。議事録を作成する関係がありますので、御発言される際には最初にお名前をおっしゃってからお願いいたします。なお、御発言は座ったままで結構でございます。

次に報道関係の皆様申し上げます。これより議事に入りますので、取材は傍聴席からということにさせていただきます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それではただいまから議事に入ります。議長であります会長に進行をお願いいたします。
議長（小嶋静岡市長） それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

最初に、前回の合同会議で決定をいたしました基本項目の協議決定につきまして、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは前回、5月28日開催の第2回合併協議会合同会議で決定いたしました基本項目の5項目につきまして、委員の皆さんに御確認をいただくということで、改めて御報告させていただきます。

資料の1ページをご覧いただきたいと思えます。1の合併の方式は、「庵原郡蒲原町及び由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。なお、同区域は仮称C区（仮称清水区）の区域に編入するものとする。」となります。以下、2の合併の期日は「平成18年3月31日とする。」3の合併後の市の名称は「『静岡市』とする。」4の合併後の市の事務所の位置は「静岡市の事務所の位置とする。」5の財産及び公の施設の取扱いは、「蒲原町及び由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。」となります。

以上のとおり、基本項目の協議結果について御報告をいたしました。なお、今後も協議結

果につきましては次の会議におきまして、このような形で報告をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から前回の基本項目の協議結果につきまして報告がありましたので、御了解いただきたいと思います。

続きまして、法による特例項目について、事務局から前回の協議結果等について報告をいたします。

事務局 それでは法による特例項目の協議結果について御報告いたします。資料の2 - 1ページをお願いいたします。

6の市議会議員の定数及び任期の取扱いについては、両町においてまだ結論が出ていないこと。また、定数特例とする意見と在任特例とする意見とがあるため、それぞれが持ち帰り、検討した上で改めて協議するというところで継続協議の扱いといたしました。資料としましては2 - 2ページと2 - 3ページに前回と同様の資料をつけさせていただいております。

また、2 - 1ページに戻っていただきまして、7の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、それぞれの農業委員会の意見を伺う必要があるということで、継続協議といたしました。資料としましては2 - 4ページと2 - 5ページに前回と同様の資料をつけさせていただきました。

2 - 1ページに戻っていただきまして、8の地方税の取扱いは、まず事業所税について、静清合併の例や現在の厳しい経済情勢等をかんがみ、蒲原町及び由比町の区域の事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を適用するものと決定いたしました。

ただし都市計画税については、1市2町でそれぞれ取扱いが異なっていること、また、政令指定都市になると都市計画区域の線引き、つまり市街化区域と市街化調整区域との区分が義務づけられ、都市計画税だけではなく、市街化区域農地の宅地並み課税の問題が生じ、線引きの時期により課税の特例の扱いが異なることから、線引き等について国、県等の関係機関に確認するというところで継続協議といたしました。資料としましては、2 - 6ページに前回と同じ資料を、また、2 - 7ページには新たな資料をつけさせていただきました。説明は後ほどさせていただきます。

2 - 1ページに戻っていただきまして、9の一般職の職員の身分については、「蒲原町及び由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う

ものとする。」と決定いたしました。

次に10の地域審議会及び地域自治組織の取扱いについては、地域自治組織である地域自治区と合併特例区が合併関連3法の成立により制度化されたばかりであり、各市町でもその取扱いについて結論が出ていないこと。また、他の協議項目を含めた大きな議論の中で話をしていくことなどの意見が出され、継続協議となりました。資料としましては2 - 8ページから2 - 12ページまで、やはり前回と同じ資料をつけさせていただいております。

以上、法による特例項目の協議結果及び経過について御報告いたしました。

議長（小嶋静岡市長） ということでございまして、ただいま事務局から、法による特例項目について、前回の協議結果、経過について報告がありました。

ということで、それではただいまの法による特例項目5項目につきまして順次、まだ継続協議ということになっておりますので、協議をしていきたいと思っております。

最初に市議会議員の定数及び任期の取扱いについての協議に入りたいと思っております。これにつきまして御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原の須藤です。

第2回の協議会で継続協議ということになりまして、議会としてこの問題を再度話し合いました。定例会の終了のあと、16日にこの問題について議会で話し合いました。

それで、かなり議論が白熱したわけですが、やはり特例法の中の在任特例については、合併後、合併協議会で決まった内容をしっかり実行されるかどうかというのをチェックしていく責任が議員の中にあるのではないかと。特例法で在任特例というのがあるのだから、それを利用してそういうことをやっていくべきだと。また、こういう意見も出ました。12人がそのまま静岡市に残るといって在任特例でいった場合に、報酬は町議会の報酬でいいと、そういう意見まで出ていました。

それから定数特例については、やはり合併は行革だと。今度は17年3月に静岡市議会の選挙がある。そのときは76名が53名に減らされた中で選挙が行われる。その後在任特例で23人が議会の中に入っていくというのはやはりおかしいと、このような意見がありまして、蒲原町の議会としては、私も含めて半々でした。ですから、いろいろと議論してみましたけれども、どちらに決めるということはなかなか難しい状態でありました。

その後、由比町の議員の人たちともこの問題について話し合いましたが、やはりそれぞれがそれぞれの考えをぶつけ合ったということで、その話し合いは終わっております。

そういうことからいまして、蒲原町の議会としては、この問題については今後話し合っ

てもなかなか一つにまとまらないではないかというような判断を私は持っております。

私個人としては、私は定数特例で行くべきだ。そういう中で地域審議会等の内容を活用しながら、今後そういうものについて、決められたことについてもチェックできるのではないかとということで私個人としては定数特例でいいのではないかと考えております。以上です。

議長（小嶋静岡市長） ただいま須藤委員から御意見がございました。ほかに御意見ございませんか。

安部委員（由比町議会議長） 由比町の安部でございます。

今、須藤委員の御意見、蒲原町の議会としての御意見がありました。私自身の見解といたしましては、定数特例で結構ではないかと考えております。

ただ、この件につきましては、今私自身が置かれている立場から、議会の報告をさせていただきまして、第2回の合併協議会の後、3回ほど議会といたしましても検討をいたしました。一番最後が6月28日。おとといでございましたけれども、議員の意見といたしましては、考え方として、行政改革を進めるために定数特例を使ってやるべきでないかという考え方が1つございます。また反面、まちの将来を考えますと、チェック体制を堅持していくためにも在任特例を使っていたきたいという考えに、やはり蒲原町と同じように2つに分かれておりますけれども、それを今、至急に一つにまとめるということは非常に、今の段階では難しいかという中で、由比町の議会といたしましては、これは、この2つの意見を議長に報告しながら、協議会の委員さんのいろいろな意見を聞いた中で決定していただくしかないのではないかとというような考え方であります。以上です。

議長（小嶋静岡市長） 今、安部委員からも御意見がございました。この際、議会以外の皆さんの意見もお聞きしたいと思います。小林委員どうぞ。

小林委員（由比町商工会長） 由比の小林です。

今、蒲原町議会の議長さんから、あるいは由比町議会の議長さんから、議会の内容について話がありました。私も前回、この席でお話させていただきましたが、議員自身の問題でもあるということで、議会が当然、意見をまとめるべきだと思います。

蒲原町の議長さんのお話ですと、最終的には結論が出ない。ですから、それでよかろうというような大筋ではなかろうかと思ったのですが、由比町は今、安部議長さんのお話ですと、出せないような感じですね。ですから、受け止め方にもよりますけれども、その辺のところが、議会が出さなければ我々委員でそれに対して判断のしようがないような気がします。ですから、議会の皆さんが自分自身のこととして取り上げていただくためにも、議会として過

半数以上の意見をまとめるべきだというふうに私は思います。委員として述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） 須藤委員、どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 私の何か舌足らずの点があったと思うのですが、蒲原町も安部議長さんがおっしゃったのと全く同じです。やはりそれぞれの考えがあって、それをあえて一つにまとめるというのはなかなか難しいと。ですから、ここの合併協議会の中で、蒲原町と由比町の議会だけでこれを決めるわけではないですね。それぞれの合併協議会の委員の皆さんがいるわけですから、そういう意見を聞きながら、そういう中で最終的に決めてもらえばいいのではないかと、そういう意見でございます。

小林委員（由比町商工会長） 今、私が申し上げたのも、まず議会の態度をきちっとしていただいて、そして我々委員がそれに対して意見を申し上げて結論を出していくのがよいと考えておりますので、そのように申し上げたつもりでございます。どうぞ御了解をお願いしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） それではほかに御意見ございますか。

志田委員（蒲原町商工会長） 蒲原の志田でございます。

前回から継続審議になっているのですが、私が考えるところは、やはり合併の意義から考えても、1案、2案のほうでいったほうがいいのではないかと思います。特例を使って3年間、21年の3月までそのまま存続するということは、これから、来年ですか、選ばれてくる53人の静岡市の議員に対して、こちらから行く23人の議員の一票の重さというものを考えても、非常に議会を混乱させる。どういう議決権になるのかと私、不思議でしようがないのですが、ただ特例だからといってそれが許されるのかという疑問が残ってしようがありません。

それと同時に、やはり合併というのは行政改革だという意味からいってもそうあるべきだと思いますし、それからもう1つは、今までの議論の中で、議員として何を言ってもチェックだけで残れるのかというのが疑問に思いました。要するに信頼のもとに合併するのであるから、あとは地域審議会とか、自治組織とかという中でチェック機構が十分果たされるのではないかと。それをこれから審議して、よりよい形でそういうものを残していけば、そちらで十分間に合うのではないかと気がいたします。以上です。

議長（小嶋静岡市長） いろいろ御意見出ました。ほかに御発言ございませんか。それでは、吉田委員どうぞ。

吉田委員（蒲原町女性の会会長） 蒲原の吉田です。

大変厳しい選択肢かとは思われますが、私個人、それから住民の意見を代表しまして、定数特例を選んだほうがよからうかと思えます。

志田委員と同じく、合併の1つの目標である経費節減という観点においても、やはり定数特例がよりよいのではないかと思われます。

清水の議員さんが在任特例ということで2年間残られましたけれども、今回、在任特例というのを使えば21年まで在任期間があります。これはとても長い期間だと思います。よって、定数特例でいていただきたいと思えます。

それと、そのかわりと言っては何ですが、各種事業、それから建設計画等、不均衡が生じないように、地域サービスが充実されるように、地域審議会の充実を図っていただきたいと思っております。以上です。

議長（小嶋静岡市長） 杉山委員どうぞ。

杉山委員（しずおか女性の会会長） 静岡の杉山です。

私も結論的には定数特例を希望いたします。というのは、合併後、一般選挙まであと3年あるわけですが、由比、蒲原から本当に信頼できる人を自分たちで選んで、その方たちに地元の代表としてやっていただければいいのではないかと思います。

それから、その後も普通の定数特例は1回限りでやっていくのがいいかと思います。というのは、やはり先ほどから何回も出ておりますが、この行財政改革という意味合いを深く考えていきますと、ただ多くの議員さんが在任していくということはもう時代の流れと逆行しています。そういうことを考えていただければ、信頼のある地元の代表者を選んで、それで静岡の中にきちんとやっていけば十分できると思えます。

それから質問ですけれども、定数特例と在任特例をした場合に、どの程度の財政の負担の差があるかを、もし事務局等でまた、そういうデータがわかれば、私たちの考えるときに参考になると思えますので、そういう定数特例をやった場合にはどのくらい、在任特例をやった場合にはどのくらいとか、そういうデータがもしあれば、私たちに教えていただければ参考になると思えますので、よろしくをお願いします。

議長（小嶋静岡市長） それは議員の歳費の合計の試算のことですね。

杉山委員（しずおか女性の会会長） そうです。定数特例でいった場合にはどのくらいの経費がかかるのか。そういうものも参考までに教えていただければありがたい。

議長（小嶋静岡市長） それでは事務局。

事務局 ただいまの御質問ですけれども、事務局のほうで試算してございますので御説明を

させていただきます。

まず由比町・蒲原町の議員さんが静岡市の議員さんと同じような報酬等で定数特例、在任特例を選ぶ場合ですが、定数特例1回、3年間ですけれども、由比町1人、蒲原町1人、定数特例1回で、3年間合計で約8,000万円の経費がかかります。ちなみに定数特例2回では、3年プラス4年ですので、やはり1人ずつ出ていただくとしますと、約1億9,000万円になります。

それから在任特例の場合には、両町合わせて23人の議員さんが3年間在任した場合には、合計で9億5,000万円。

もう1つ、在任特例と定数特例。在任は23人ですけれども、プラス定数特例は2人になりますけれども、計7年間、合計で10億7,000万円ということで、簡単に定数特例1回では3年間で8,000万円、在任特例1回では3年間で9億5,000万円ということで差が、当然人数が多いものですから出てまいります。

もう1つ、仮に蒲原町、由比町の議員の報酬等を用いて、今の議員さんの報酬で試算した場合には、今の数字の約4分の1ほどになりますけれども、そのような1市2制度は政令指定都市としては望ましくないという指摘を国からも受けておりまして、難しいものと考えております。

議長（小嶋静岡市長） 今、事務局から説明しましたのは、単純な人数と期間と歳費の掛け算、足し算でやっただけの数字であります。これはこれとしてはっきりした数字なのですが、先ほど須藤委員がおっしゃったように、在任特例にした場合に、歳費を1市2制度でもいいというお話がありました。実際、静岡と清水が合併してそうっておりますから、これは本来やってはいけないと、実は国から厳しく言われておりまして、あと1年で終わるからいいのですが、多分これは須藤委員もおっしゃったようなことは法律上非常に難しいだろうと思っております。

それでは、影山委員。

影山委員（蒲原町区長会長） 蒲原の影山です。

私は逆に、せっかく選挙でもって当選された議員さんが、途中で仕事を投げ出すようなことをされては困ると思います。これは区長会ではなくて、私個人の考えです。ですからとりあえず在任期間を在任特例でもってやってもらったらどうかと思います。以上です。

3年です。選挙の当選した年からですから。

議長（小嶋静岡市長） それでは藤浪委員どうぞ。

藤浪委員（清水商工会議所副会頭） 藤浪でございます。

前回のとき、私は合併の最大のメリットは行革であり、定数特例がいいのではないかと話を申し上げました。聞くところによりますと、来年は静岡市議会議員は選挙ですし、53人の定数でやるというふうに聞いております。こうしたことから見ますと、静岡と融合する上で定数特例が一番いいのではないか。このように思いますので、ぜひ定数特例でやっていただきたい。そして3年後には一般選挙でやる。これが一番よいのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小嶋静岡市長） 佐野委員どうぞ。

佐野委員（由比町議会議員） 由比の佐野でございます。

合併の大きな目的が行革という面から見ますと、定数特例がよかろうではなかろうかと私も理解するところでございますけど、私個人の意見としては在任特例を主張しているわけでございます。なぜかと申しますと、由比、蒲原の離れた場所において、静岡市の大きな中で両町合わせて2万3千人の町民が仲間入りするわけでございます。その行く末がどのようになっていくのか、すごく不安があるのは、私だけでなく町民全体の気持ちだろうと思うわけでございます。

この前、会長さんがおっしゃいますに、10番の地域審議会とか、自治組織との絡みがあるからというお話もございました。私としてはやはりその辺も絡めて御相談させていただけたらと思います。

議長（小嶋静岡市長） どうぞ、豊島委員。

豊島委員（由比町女性団体連合会会長） 由比町の豊島です。

私も前回の会合のときに定数特例をぜひお願いしたいということでは申しましたが、先ほどから議会の議員の話とか聞いておりますと、やはりいろんな意見の中で集約していかなければいけないと思いますけれども、この定数特例。当然、行政改革においては定数特例が一番妥当ではないかとは思っております。

ただ、先ほどいろいろな意見が出ておりましたけれども、地域審議会だとか、地域自治区だとか、その辺のところを詰めていけば定数特例でいけるのではないかと。今回、一つ一つ順序立ててやっていくわけなんですけれども、本日協議するいろいろなところの項目においても、1つそちらが違っていけば違っていくのではないかとという項目がたくさんあるわけですね。ですから今、佐野委員も、おっしゃっていましたが、そういうところを詰めていければ、もっと簡単に決まっていく。また、みんなの意見を集約して行って、これを

また送り、次のところをまた送りにするような問題になっていくよりは、ある程度のところを詰めていって、このところを審議会に持っていくとか、地域自治区をつくるとかというところを詰めていけば、決まるのではないかと思います。

議会の意見とかというよりは、当然、全体、地域の町民だとか、それから市民だとか、皆さんの意見を持っていくべきがこの合併協議会だと思っておりますので、皆さんの意見を集約したところが意見だというふうにさせていただきたいと私は思います。

議長（小嶋静岡市長） 石川委員どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原の石川です。

行政改革。当然、行政改革のために合併するのですから、それはもう当然の話です。そういう中、こういった新静岡市に住むことが私たち蒲原町民の望んでいることなんです。しかし、蒲原町は東の一番隅になって、周辺地になるわけです。静岡市の中心地から離れます。住民はそういう観点におきまして、新市建設計画が着実に進行できるかという不安。そして、静岡市なら隅々まで息の届くサービスをしてくれるかという期待。その両方を抱いているんです。

しかし、住民は期待感と不安を比較したときに、どうしても不安のほうが大きい。静岡市から蒲原町、由比町を見たときは、どこまでいっても田舎なのです。私の経験上。私、高校からいろいろ静岡の人と付き合っています。やはり蒲原、由比は静岡から見るとどうしても田舎のような感じにとられてしまう。静岡市の方が蒲原町、由比町に引っ越してこられるなら別ですけど、そんなことは到底無理な話であって、このようなことを踏まえて、私はどちらかを取るかといえば在任特例を主張します。

今まで編入合併の場合の議員の特例が2案。全議員が残るか、1名にするかを提示された中で我々は検討してきました。他にいい考えはないでしょうかね。例えば静岡市の議会の議員の在任期間に対して由比町、蒲原町の議員は最初の1年間だけ全議員が在任して、残りの2年間を選挙区を設けて1名にするとか、また2分の1にするとか。例えば、初めから由比町、蒲原町の議員は選挙区を設けて、今の2分の1で静岡市に入ってくる。そのようなことは絶対だめなのですか。

議長（小嶋静岡市長） それは、法律で決められたことしかできませんから。

石川委員（蒲原町議会副議長） 本当に政令指定都市では3年間、政令市の報酬にしなければいけないというような話を国から言われているという中で、国がそう言うのであれば、そういうことを逆にこちらから主張はできないのですか。

議長（小嶋静岡市長） 私たちのためにだけ、法改正はできないと思いますね。

結局、由比町、蒲原町さんの合併後の立場をやはりしっかりと代弁してくれるようなことがある程度保持されるというか、それが一番心配だということだと私は思います。それをどういう形で実施するかというのは、議員の扱いなのか、豊島委員がおっしゃったように地域審議会とか地域自治区、それから合併特例区などいろいろな制度があります。

ですから問題は、特にこの在任特例にするかどうかという、一般の有権者の皆さんは、特定の人たちの身分のことだけ議論しているのではないかと誤解されるので、その辺の議論はないということにしましょう。とにかくお互いに一つの自治体同士が一緒になることですから、お互いの自治体が今までのいろんな流れをそれぞれ背負っているわけです。新しい自治体に入っていても、しっかりと守ってくれるかどうか、それを担保できるかどうかの、それにはどのような形にするかということを経験していただきたいと思います。

ですから、今は議員の定数特例、あるいは任期の問題ばかり議論していましたが、今おっしゃったように、それとやはり同じように、地域自治組織、地域審議会の扱いについてどうするかということを経験したほうが適当だと私は思っているのですが、どうですか。

剣持委員どうぞ。

剣持委員（静岡市議会議員） 合併特例、特に定数特例並びに在任特例というものが、今、全国の自治体で盛んに合併が行われている中で、一番市民感情、あるいはいろんな問題で提起されているのがそこにあるかと私どもは思っております。そういった意味では、合併で傷みを伴うのは当然議員もあるわけですが、しかし、それを乗り越えて、これからの新しい議会。町民、市民あつての議会づくり、信頼される議会づくりをまずしないと、やはりそこに議員のエゴ、あるいは議員の聖域というものが合併の中に残されてしまう。そうすると市民感情が非常に取り残されて、これでいいのかという問題が提起されるのではないかと私は危惧しております。

静岡市も合併して議員数が78人から53人になりました。当初、法定上限の56人でいいのではないかという意見が議会の中でも出ましたが、しかし、いろんな経済団体や町内自治組織から、さらに議員は自ら意識改革をして在任特例で2年間やったけれども、しかし、それではだめだと。さらに努力をして50人以下にしろという厳しい要望、陳情も出たぐらいです。あるいは全国の合併の例を見ても、例えば在任特例を適用した南アルプス市。これは自主解散に追い込まれましたね。あるいは周南市。これは2市2町ですか、周辺自治体が合併して、

今まさに報酬の問題で高いところに合わせたことによる弊害で、これも議会解散の運動が起きて、住民投票によって解散という結果になっているわけです。したがって、私はやはりこの中での議論を尽くすということはもちろんですが、議員自ら今後、やはり意識改革という高い時点に立って将来の姿を論じ合わないと、町民不在、あるいは静岡市民とて行革と逆行しているのではないかという意識もはね返してくるのではないかと、私はそういったことも心配をいたしております。

この2年間、あるいは3年間の定数特例の場合、意思が十分反映されないかというような問題の場合は、審議会を置けるとか、あるいはいろいろな機構等々の中でも精神は対等ということです。ここで合併の意思が一応現れておりますから、編入とはいっても対等な精神でいこうということは、やはり非常に蒲原町、由比町のことをいかに建設計画の中に盛り込めるかということだと、裏返しになると思いますから、そういった意味からすれば、そういう市議会のあり方とか、あるいは機構とかということを含めて議論していく中で、定数、あるいは在任の問題も、おのずと行革という精神からしたら、行き着くところの結論に到達できるのではないかと私は思います。以上です。

議長（小嶋静岡市長） 濱崎委員、どうぞ。

濱崎委員（清水地区自治会連合会会長） 濱崎でございます。

今、盛んにいろんなことが言われていますが、うらやましいと思うのは、議員さん方がいろんなことをお考えになりながら、すごく積極的に市民のことをお考えになって発言をされているというのを聞きまして、いや、これは素晴らしいことだなということで、心配されていることごもっともだと思うのですが、やはりそういうものの国の施策の中で考えたときに、選挙でやるのが一番だろうということも考えました。

そういう中で在任特例というようなものを考えていきますと、これを議員さん方がそれについていろいろ言われるということになっていきますと、私どもの経験の中からいしまして、やはりこういうのは定数特例でいったほうがきれいにいくのではないかと。それからもう一つは、むだが多過ぎるのではないかと。今動きつつある私たち市民が考えることの中で、心配しなくても定数特例でいけばいいよと言ったほうがよかったかなと感じておるところでございますので、進んでいる仕事の中から見ましたときに、やはり私は定数特例でいいのではないかと。もう一つは、次に、選挙をやると言ったときに、うちは、先ほど剣持委員さんのほうからも話が出ましたが、議員数78人が56人になって、それすら56人を53人にしてくれというような、もっと減らしてくれということをお願いした経緯もございます。53人に落ち着

いていこうとうとは思いますが、そういうものを考えたときに、やはり出てくるのは当然、市民感情からいっても定数特例が出てくるのが当然ではないかと考えております。

もう1つ言えるのは、今度、次の選挙のときに私どもの区の議員定数がこれまで30幾人のところが18人になる。そのときに両町から出てくる議員さんが議員特例ということで20何人出てくるわけですから、どういう勘定になってしまうのかということも考えますので、その辺と、そこまで来た動きの両方を見ますと、やはり定数特例でいったほうがいいのではないのかと考えております。

議長（小嶋静岡市長） それではここで両町長さんから発言が求められておりますので、由比町の町長さんから。

副会長（望月由比町長） 委員の皆さんから大変貴重な御意見、ごもつともだと思っております。しかしながら、合併の目的は何と言っても行革だという形で私も理解していたわけありますので、それぞれの議員さんの立場で町民を思う気持ちでそうした意見になっているかと思っております。

しかし今、これだけの意見を聞いておきまして、これからまとめていくについて、本日ここでまとめていくことではないと思っておりますけれども、一度これらの貴重な意見を持ち帰っていただいて、議会は議会として再度検討していただく。また、町民の皆様にもこの問題について、どうしたらいいかということをおげかけていただいて、しっかりとした形の中で、次回にまたこの問題について議論をしていくというようなこと。それと10番目にあります地域審議会、地域自治組織の取扱いと非常に関係することありますので、その辺を踏まえた中で、今後議論していく必要があると思っております。

したがいまして、本日はこの辺にしておいていただいて、私ども持ち帰るということをお案させていただきます。と思っております。

副会長（山崎蒲原町長） 本日はホストですから、発言の機会をお与えていただきありがとうございます。

まず合併にとって、将来にかけて重要な、果たさなければいけない目的というのは、やはり静岡・蒲原、静岡・由比の住民の間での本当の融和だろうと思っております。確かに我々からすると、本当に住民のためを思うと、私たちがこの合併協議会で約束した内容ですとか、論議した内容が本当に実現されるのだろうか。そういう論議の上で合併したはずなのに、それがきちっと実現されないということでは、議員さんとしても非常に責任が果たせなかったという悔しい思いをする。あるいは住民にも不安をお与えるのではないか。こういうことが

今の論議の一番の危惧される点というか、不安感を持ってらっしゃる点だろうと思います。

それで、実際には議会の問題だけ一点に焦点を合わせて、こうした形で論議をしても、この問題については恐らく解決しないような感じがしております。要するにその後に引き続く仕組み全体のことを徹底して論議いたしませんと、この議員の問題だけを一点集中的にエネルギーを使っている、これは大変むだな時間だろうと。こう言うのはまことに失礼ですけど、やはりもう少し立体的な論議を展開しませんと。先ほどからこの問題に関わって盛んに出されております2 - 1ページの10番、地域審議会及び地域自治組織の取扱いの問題。それからさらには、もっと言いますと3 - 14ページにございます15番の組織及び機構をどのようにしていくかという問題。そうした問題をやはり一体不可分の問題としてよく皆さんで論議して、こういう説明をすれば住民の皆さんも不安を持たずに済むではないかという、少し立体的な論議をしないとまずいのではないかと、このように思いますので、ぜひ前に進めながら、なおかつ後ろへ戻りながら、そういう論議をするのが今の段階は正当ではないかと思えます。

それで、逆に私の立場から言いますと、会長には非常に口はばったい物の言い方になるのですが、私どもとしては、やはり新市の建設計画について、かなり詳細にわたり、かつ明確にきちっと約束になるような、それなりの協定なり合意なりをはっきりと外に向かっても明示していく。この合併協議会が、きちとした原則はここに置くべきだろうと、こうした感じが、非常に手厳しい表現をして申しわけないですが、やはりそのところはすべての事項に関するベースになる問題だと、このように感じております。

そうした手続に対する合意を抜きにしてこれらの議論をしても、何か机上の空論になってしまうし、かえって絵に描いた餅で、みんなが信頼しなくなってしまうようなことになりかねませんので、やはり私としてはぜひ、そうした仕組みの約束のあり方。あるいは論議の手法。その他についても一回しっかりと御了解いただきたいと、このように感じております。ぜひそうした進め方のほうがよいのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ということでございまして、今の蒲原町長さんの発言がまとめになるのではないかと思います。

とはいうものの、一つ一つ決めていかないとこれは会議は進まないものですから、私が少し集約させていただきますが、本日はこの5つの特例項目について御議論をしていただこうと思っておりました。特に6番の今の議員の問題、そして10の地域審議会等の問題が絡んで

おりますので、あとは議論を深めていきますと、あと建設計画。あるいは合併後の組織機構ですね。例えばどこに出先を、今の役場をどうするのかとかという話まで、すべて実は横で絡んでくるわけでありましたが、それを一遍に議論するというのは難しいので、とりあえず本日はこの今の議員の定数、任期については結論が出ないと思います。

ただ、議論の流れというのは恐らく皆さんそれぞれ感じておられると思いますので、それぞれまた持ち帰って議論していただきたいのでありますが、それと含めて、この7、8、9を少し後回しにしまして、10番のこの地域審議会、地域自治組織に対する皆さんのお考え、御意見を伺いたいののでありますが、よろしゅうございますか。

それでは、これについて再度、事務局から簡単に説明をしてください。

事務局 それでは10番の地域審議会及び自治組織につきまして御説明いたします。

地域審議会と地域自治区、合併特例区につきましては、前回、資料にお示しするとともに簡単な説明を行いました。特に地域自治区、合併特例区は新しい制度であるため、わかりづらい面もありますので、資料に従いまして、改めて御説明をいたしたいと思います。

資料の2 - 8ページをご覧くださいと思います。2 - 8ページの上から2番目の法人格は、合併特例区のみが例えば一部事務組合のような特別地方公共団体として法人格を有します。次の設置区域は、旧市町村単位で設置されますが、地域自治区と合併特例区の場合は、例えば蒲原町と由比町とで合同で設置することもできます。

1つ飛びまして、設置期間は、地域審議会は市町村建設計画の期間として概ね10年とすることが通例でありまして、合併特例区は5年以下と法律で定められております。

次の2 - 9ページをご覧くださいと思います。中段以下になりますが、地域自治区と合併特例区には事務所を設置し、一定の事務を処理することができます。また、事務所には所長や区長、次の2 - 10ページのほうにわたりますが、職員を置くこととなります。さらに、合併特例区長は規則を制定し、予算を策定することができます。

そのほか、下段にありますように、それぞれが地域審議会、地域協議会、合併特例区協議会を設置し、区長の諮問に応じて審議し、意見を述べる権限を有するとともに、次の2 - 11ページの上段になりますが、地域自治区と合併特例区の協議会にはさらに強い権限が与えられております。

協議会等の構成員の選任や任期は記載のとおりですが、その報酬は2 - 12ページになりますが、地域自治区の場合は、住民の主体的な参加を期待するという趣旨から、原則として無報酬とすることができることとなっております。また、下から2番目にありますように、地

域自治区と合併特例区の場合は、それぞれ住所に名称を冠することができます。

このように見てまいりますと、今回新たに制度化された域自治区と合併特例区は、長の附属機関である地域審議会のようなチェック機能に加え、事務所としての機能を持ち、さまざまな権限を有していると言えます。

なお、審議機能は議会制度、また事務所機能は支所、出張所の設置とも関連する部分もありまして、そういう意味では総合的な視点から御検討をいただきたいと考えております。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） これは、なかなか難しい問題です。

今度、新しい静岡市の議会ができ、区ができます。そことの関係や、あと例えば定数特例で仮に議員が出たとしたら、その議員の立場とこの審議会の立場とどう関係するのかなど、下手をすると、これをもし、どれかを認めるとすると、それで議員までいるとすると、屋上屋を重ねることになります。

ですから、何でもかんでも代表がいればいいというのではなくて、やはり組織というのは一つですっきりいったほうがいいわけですから、その問題もあります。ですから、ほかの合併協議会のいろんなケースを我々も聞いておりますと、これは非常に難しい問題です。例えば、余分なことを言ってしまうですけど、浜松でももめています。このことについて浜松市の意向と、実はほかのところとは結構違ったり、その辺がありまして、これはすぐ結論が出ないと思います。しかし、これはある程度、できれば由比町なら由比町、蒲原町なら蒲原町、静岡市なら静岡市としての統一した意見を持ってやったほうがいいのではないかと考えております。

本日、ここでしっかりお互いに意見を言えといっても、まとまらないと思います。ですから、これは特にお願いしておきたいのは、この次あたり、1回か2回後にはある程度我々も、静岡側もいろんなケースを想定して、いわゆる組織として矛盾がないようなことを想定して、いろいろなパターンを考えますけれど、皆さんにおかれましても、ここが一番大事だと私は思います。要するに旧蒲原町、由比町の一つの自治体としての継続性といえますか、完全な自治権はありませんが、ある程度一つの意見を言う組織を、合併しても残すという格好。これだと私は思っております。ですから、本日はここで意見を言えというのは少し無理だとは思っているので、持ち帰って議論していただきたいと思ひますし、そのために我々、当局担当同士の幹事会というのがありますから、その横同士のまた連携もとらせて、事前に議論させてもいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、ここで6番と10番の議論を集約してしまいますけれど、本日ここまでかなり踏み込んだ議論ができてよかったと思っています。次回できれば、その次か、その次かには決着したいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思っています。よろしゅうございますか。

それでは6と10につきましてはそういう非常に深い話でありますので、本日の議論をお持ち帰りいただいて、またそれぞれできれば意見をまとめていただきたいと思っています。

次に移ります。7番目の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、それぞれの農業委員会の意見を前回伺うということで、各市町の農業委員会事務局に対しまして合併協議会の意向を伝え、農業委員会としての考え方を協議してもらうようお願いをいたしました。

その結果、合併後の一体性の確保の観点から、一つの農業委員会とし、静岡市の農業委員会に統合することについては静岡市、蒲原町及び由比町の各農業委員会において合意が得られました。

一方、編入合併に伴う両町の農業委員会の選挙による委員の在任特例につきましては、在任する人数の考え方が、蒲原町と由比町の農業委員会ではおのおの、それぞれ4人でございますが、静岡市の農業委員会のほうは、主張は各2人以内ということで、意見が分かれている状況でございます。そして、この相違点については農業委員会で引き続き現在協議しているとの報告をいただいております。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から報告がありましたが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。由比町農業委員会の会長職をさせていただいている関係もありまして、私のほうから少しお話をさせていただきます。

6月4日に由比町農業委員会が開かれまして、このことについて協議をいたしました。先ほど事務局のほうから話がありましたように、農業委員会は1市町村で1つということで決まっていることは結構でございますが、ただ人数の関係が議論なされております。由比町は今、選挙で選ばれる委員の方が11人です。それと静岡市さんが今、農業委員の推薦に対する許認可の方法が、また由比町と若干違うところがあるかとは思いますが、各地域に1人の農業委員がいるわけでありまして、申請がなされると、その現地に赴いて確認をして農業委員会にかけるといようなシステムが由比町に残っているわけでありまして、そうしたこ

とを考えると、これから静岡市の中に編入されたときに、由比町の農地の転用が出てきたときにどのように確認するのかというような、危惧される声が非常に農業委員の中にはあります。

そうしたことの中で、由比町の地域を、通りのほう、それから中間的な地域、山間地域というような形で分けますと、海岸に面した通りのほうでは2人の農業委員。また中間的な地域については1人。入山地区を含めます山間地域で1人というような形の区分けの中で、4人の農業委員さんを、静岡市さんの在任期間であります18年4月1日から19年3月31日までの1年間に在任特例4名でやらせていただきたいという意見が出てきております。

また、その後につきまして19年4月1日以降でありますけれども、今、9つの区に分けて静岡市さんは委員を選んでいるようでありますけれども、できれば興津区あたりに由比、また蒲原等を入れていただいた中で、各町1人ずつの農業委員さんが出るような形で御配慮を賜れば非常にありがたいというような意見が出ておりますことを報告させていただきます。以上であります。

議長（小嶋静岡市長） ほかに御意見ございますか。安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比の安部でございます。

今、由比の望月町長のほうからも話がありましたとおりで、議会のほうといたしましては、全議員これは了承を得ております。ということが最終的な結論でございますけれども、今、町長からも話がありましたとおり、地域的なこともぜひ考えていただいて、4人は在任特例でもって選任させていただきたいということとあわせて、その後各町1人ぐらいはぜひ選出できるように御配慮をお願いしたいということでございます。

議長（小嶋静岡市長） はい、蒲原町長さん。

副会長（山崎蒲原町長） 蒲原町の状況も簡単に報告いたします。

蒲原町の農業委員会の会長さんからも、あるいは事務局を担当しております立場としても、一応、蒲原町はぜひ由比町さんと同じ4名の方を、1年間の在任特例でお願いをしたいと。またその後の問題については実は具体的な論議がなされていないようでございますから、またその後の定数が、何とかこの地域に割り振られる定数が存在するように、ゼロにならないようにということは、もちろんこれは農業委員さんの原則だと思いますから、その辺ももう少し先になれば出てくると思っております。

議長（小嶋静岡市長） 今、両町の町長さんからお話ございました。それぞれ4名の委員の1年間の在任ということでございますが、今、農業委員会同士で協議をしているようであ

りますので、もう少し時間をかけて検討してもらいたい。農業委員会同士の話でいいと思いますので。あと1回か2回先には、正式に合意したところをまた報告をしていただければと思います。よろしゅうございますか。そういうことでお願いします。

続きまして、8の地方税の取扱いについて、事務局から説明があります。

事務局 それでは都市計画税等に関連して、都市計画上の取扱いについて国・県等の関係機関に確認しましたので。前回、国・県等を確認するという事で申し上げてございますけれども、確認いたしましたので、その結果について御報告いたします。

まず都市計画区域についてでございますが、現在、静岡市は静清広域都市計画区域。蒲原町、由比町は富士川町とともに庵原広域都市計画区域が設定されており、静清広域は市街化区域と市街化調整区域を区分する線引きを行っておりますが、庵原広域は非線引きの扱いになっております。

そこで合併した場合、一つの都市計画区域とするのか、あるいは地域特性に相当の差異があるなどの理由により、2つの都市計画区域のままとするのか。また、都市計画法第7条により、政令指定都市は線引きが義務づけられておりますが、非線引きの市町村と合併した場合、いつまでに線引きを行わなければならないのかにつきまして、県を通じて国に確認をいたしましたところ、都市計画区域については合併した場合、静岡市・蒲原町・由比町により一つの都市計画区域を設定することが有力であること。また、政令指定都市との合併と同時に線引きを行わなければならないとの回答がございました。

このことを受けまして、両町におきましても合併前に線引きを完了したいということで、その準備を進めているところでございますが、ここで資料の2 - 7ページをご覧くださいまして、下段の図のとおり、合併前に線引きが行われ、市街化区域が設定された場合、図の一番下の、都市計画税は合併前の税率が0.3未満であれば、合併後に5年間の特例を適用することが可能です。静岡市と同じ制限税率である0.3%とした場合は課税の特例措置はございません。

一方、図の上から2番目の、市街化区域の農地は、合併特例法第10条第3項の規定により、合併後5年間は特例が適用され、その後4年間の段階的な軽減措置を経て、これにつきましては現在関係機関に確認中でございますが、4年間の段階的な軽減措置を経て、宅地並みに課税されることとなります。

したがって、ここでは都市計画税につきまして両町において、合併前の線引きにより市街化区域が設定され、かつ税率を0.3%未満とした場合について、合併後の5年間の不均一

課税を適用するかどうかにつきまして御協議をいただきたいと思います。説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいま都市計画税等の取扱いについて説明がありましたが、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

藤浪委員（清水商工会議所副会頭） 藤浪でございます。

都市計画税のことでございますが、合併を前提とした場合に、やはり両町の公園とか、あるいは道路とか下水道、こういった都市基盤が整備されていくわけでありますので、都市計画税はやはり静岡市に合わせるべきであると思います。以上です。

議長（小嶋静岡市長） では、須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） この問題については議会のほうでいろいろ話し合っております。蒲原町では、今は市街化区域としての線引きがされておられません。ただ、この前、当局のほうから、18年3月までには何とか線引きを終えたいというような話がありました。実際にはその計画内容の説明がありまして、そういう中で、この農地課税を宅地並み課税にするわけですね。線引きが終わって、政令指定都市に入ることになればそういう形になるわけですが、議会の話としては、まず5年間据え置きと。段階的に4年間は上げていくと。それ以降は宅地並み課税にしていくと、そういう形でいくのがいいのではないかと。

それから今、静岡市と合併したときには0.3%でいくべきだという話ですけれども、私たちが話し合った中では、やはり0.2%というものを決めていただきたいと。そういう形で合併したらどうだと、そのような話が出ております。以上です。

議長（小嶋静岡市長） 税率0.2%でいける5年間の特例はあるわけですね。

須藤委員（蒲原町議会議長） 当局から線引きの説明があったときに、1つの例として挙げたのが、生産緑地地域として指定された場合は、土地の権利者は農地の宅地並み課税を免除されるというような話がありました。ただし、これは縛りもあるわけですね。長い間、そこを開発できないというような話もあるわけですけれども、そういう、例えば9年間の中で農家の人たちがどう選択するのか、そういうことも1つの選択方法ではないのかというような感じがしております。

議長（小嶋静岡市長） ということは、この税率の特例を適用していくというわけですね。わかりました。それでは佐藤委員どうぞ。

佐藤委員（由比町区長会長） 由比の佐藤です。

この図の一番下の、都市計画税率というのがあります。今、蒲原町は0.2%。由比町は課税

していない。この特例適用について、今、由比町は課税してないから、5年間ゼロでもいいですか。この図を見る限り、ゼロでいいのではないかという気がします。

議長（小嶋静岡市長） それを本協議会で議論していただくわけです。剣持委員どうぞ。

剣持委員（静岡市議会議員） 静岡・清水の合併の際に、旧清水市の事業所税の問題で、合併特例で5年間の事業所税減免ということになったわけですね。また、市街化区域内の農地について、あらかじめ設定しておけば5年間の特例がある。ところが、静岡市民の場合については政令市と同時に宅地並み課税になるわけです。生産緑地等の対応はあるにしても、避けて通れないという、大変大きな問題になっているわけですが、その上にまた都市計画税の減免ということになりますと、税金によって公園とか道路とか、あるいは下水道とかという市民サービスの向上をしていかななくてはならない中で、税収というものが非常に厳しい中で、さらに恩典をとというと、その辺が全体から見ても、静岡市民からもやはりこれは合意が得られないのではないかと危惧しております。

それでなくても、もう宅地並み課税という問題は避けて通れない問題で、何とかしたいということで今、いろいろ施策を考えている段階ですから、したがってそういうことを考えたときに、都市計画税については、静岡は既にもう0.3%でやっておりますので、蒲原町が今0.2%ということで、そういったことで合併によってさらに都市基盤整備を図っていくということこそ、将来の都市づくりに大変有意義ではないかとも思います。したがって、私としては0.3%で揃えていくべきであると思います。

議長（小嶋静岡市長） 鈴木委員どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） 由比町さんは、都市計画税をゼロにしようということで、意見集約ができていると理解してよろしいでしょうか。まだですか。

少なくとも、静岡市は、0.3%になるわけですね。由比町さんがゼロで蒲原町さんが0.2%でという話ではなくて、本日は静岡側も持ち帰ってまた検討させていただきますけれども、少なくとも由比町さんのほうは蒲原町さんに合わせて0.2%にするとかという話にならないと、3市町ばらばらというのではいがかがかなと思います。だから、そこは合併協議会ですから、2町から出た話を私どもも持ち帰って相談をさせていただきますけれども、次までには両町でも相談をしていただきたいというように思います。ですから、本日ここで結論が出ないでしょうから、その意見が集約ということなら持ち帰らせていただきたいと思います。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

先ほど佐藤委員が、例えばそのままでゼロでもいいですかというような、質問であったか

のように私は思っております。ですから、鈴木委員が今、そういうような形で解釈をされておりますけれども、まだ由比町として意見統一をされていないことでございますので、本日のところは持ち帰ってよく検討させていただきましますので、そのように御了承願いたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 安部委員、どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比の安部でございます。意見というより、ここの解釈の仕方を事務局に質問したいと思います。

今、これは協議会でもって協議し、そして決定していくということですね。鈴木委員さんから、由比町の税率ゼロについて、コンセンサスができていくかというような話がありましたけれども、由比の町長からは、できていない、これからのことだというような話で、それはそれで結構ですが、要するにここの図面の中で絵が出ておりますけれども、市街化区域農地の課税について、5年間という特例適用がございます。これは解釈としては、要するに特例法によってこれは5年間、免除するという解釈ではないかというように私は感じているのですが、それと一番下の都市計画税率については、特例適用も「可」というよう出ております。1字多いわけでございますが、これがいわゆる協議会の中で要するに協議していかねれば決定しないと、そういう解釈でよろしいかどうかということが1点。

それからもう1点は、この前の話から、この特例適用についての5年間とあわせて、その次の軽減措置の4年間。これは要するに確認中という話がございました。ここにも書いてありますけれど、この確認が今現在できているのかどうなのか。できているとするならば、その辺の報告をしていただきたいと思います。

事務局 市街化区域農地の課税のところの特例適用と都市計画税率の特例適用可というところですね。これは衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと、または不均一に課税をすることができる規定と、それから例えば都市計画税については宅地並み課税を適用しないとされるという、その違いでございます。

委員さんのおっしゃるとおりで、2 - 6ページをご覧いただきたいと思いますが、地方税の取扱いの前段の4行目ところに記載がございます。「5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる」という“できる規定”と、それから資料の下から2行目の「5年度分の固定資産税又は都市計画税について、宅地並課税を適用しないとされている」というところの違いでございます。

それから、4年間の確認中という記載がございますけれども、ここの記載のとおり、こう

した方向でよろしいかと思えますけれども、現在、明確な内容を関係機関に確認中のところでございます。

安部委員（由比町議会議長） もう一度事務局にお伺いしたいと思います。

こういう方向でよいと思うという形になりますと、後でうまくなかったということにもなるわけでございますので、その辺はやはりしっかり我々が協議していく中で、説明をしていく中で、由比町といたしましても、この宅地並み課税の線引きの件につきましては、具体的にまだ話はしておりませんが、一応今月中、早い時期に地域の皆さん、また関係者の皆さんにも、その線引きの報告をしていかなければならない。その中で5年間と、あと残された4年間、要するに9年でいいのか、5年の中の範疇に入っているのかというようなことになりますと、課税されるほうといたしましても、また説明するほうといたしましても非常に困るわけでございますので、その辺、事務局のほうで、はっきりした見解をひとつお願いしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） では、事務局、早急にその辺は結論を出しておいてください。

事務局 はい、確認ができ次第、御連絡させていただきます。

議長（小嶋静岡市長） ということで、現在議論されています都市計画税のことについては、再度持ち帰っていただいて次回議論していきたいと思えますのでよろしく願いいたします。法による特例項目の協議は以上であります。

続きまして、一般項目について、これから協議に入りますのでお願いします。

最初に12の一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明いたします。

事務局 一般項目につきましては、3 - 1ページから3 - 3ページにございますように、番号としては12番から32番までの21項目について順番に協議をしていただきます。なお本日は、協議の進行状況にもよりますけれども、15番程度までを予定しております。

それでは12の一部事務組合等の取扱いについて御説明いたします。資料の3 - 6ページの表をご覧くださいと思います。

一部事務組合は、記載のとおり全部で4つの組合がございます。最初に共立蒲原総合病院組合ですが、これは蒲原町・由比町・富士川町・芝川町の4町によって組織され、富士川町にあります共立蒲原総合病院の運営のほか、介護老人保健施設と看護専門学校を併設しております。職員数は医師、看護師等413名となっております。

ここに記載はございませんが、病院は病床数が334床、診療科目は18科目で、平成15年度には入院と通院をあわせまして約28万4,000人の方が利用をされております。また介護老人

保健施設は定員が100名で、看護専門学校は3学年ございまして定員が90名となっております。運営経費は診療収入のほかには4町からの分賦金により賄われ、その負担割合は人口に基づき規約により定められており、平成15年度実績では蒲原町が約2億5,000万円、由比町は約1億6,000万円の負担となっております。また財政状況としましては、平成14年度末で累積欠損金が、いわゆる累積赤字でございますが、約12億9,000万円となっております。

次に庵原郡環境衛生組合ですが、これは蒲原町・由比町・富士川町の3町によって組織され富士川町にありますし尿処理施設とごみ処理施設、蒲原町にあります火葬場、由比町にありますごみの最終処分場の4施設を運営しております。職員は事務職、労務職等18名となっております。概要としまして、ここには記載はございませんけれども、し尿処理施設の1日当たりの処理能力でございますが76.9キロリットル。ごみ処理施設には25トン焼却炉が2基設置され、火葬場には火葬炉が3基設置されております。最終処分場の埋め立て容量は4万2,200立方メートルとなっております。経費は主に3町からの分賦金により賄われ、その負担割合は処理量や人口に基づき規約により定められており、蒲原町が約1億8,000万円、由比町が約1億3,000万円の負担となっております。財政状況としましては剰余金が約2,000万円となっております。

次に庵原地区消防組合ですが、これは蒲原町・由比町・富士川町の3町によって組織され、由比町に消防本部と庵原消防署、富士川町に富士川分署を置き、1本部1署1分署による消防体制をとっております。職員は消防士等66名で対応しております。経費は主に3町からの分賦金により賄われ、その負担割合は人口に基づき定めておりまして、蒲原町が約2億円、由比町が約1億5,000万円の負担となっております。財政状況としましては剰余金が約511万円ございます。

次に県道富士宮由比線、市町道富士川由比線道路組合ですが、これは由比町・富士川町・富士宮市の1市2町で組織されております。業務内容としましては、県道富士宮由比線の要望活動、市町道富士川由比線の維持管理となっております。事務所は富士宮市に置かれ、専任の職員はおりません。経費は1市2町からの負担金により賄われ、その額は均等割で、由比町の負担は20万円となっております。財政状況は剰余金が約200万円でございます。以上、一部事務組合の概要について御説明いたしました。

次に資料の3 - 4ページに戻っていただきまして、中段より下の2の法定協議会ですが、地方自治法に基づく協議会として静庵地区広域市町村圏協議会がございまして、これは静岡市と庵原郡3町により広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定などを目的として設置され、

毎年協議会等を開催しております。

以下、3の任意の協議会といたしまして、次の3 - 5ページになりますが、1市2町が関連する協議会のうち主なものを掲載してございます。4の財産区、5の公社については該当がございません。6の第3セクターについては両町ともケーブルテレビ関連事業に出資をしております。

なお、最初のほうの2の法定協議会から6の第3セクターまでにつきましては、合併が決定した場合、17年度以降にすり合わせを行なうこととなります。

以上、一部事務組合等について御説明をさせていただきました。

議長（小嶋静岡市長） それでは、ただいま事務局から説明があったもののうち、一部事務組合につきましては個々の組合ごとに協議をしていく必要があると思いますが、よろしいですね。そのように進めていきます。

最初に共立蒲原総合病院組合についてどうするか、御意見等があれば御発言をお願いいたします。

杉山委員（しずおか女性の会会長） 静岡の杉山です。

今回の合併問題が起きたころ、やはり新聞で蒲原総合病院のことがよく出ていたわけですが、今、静岡市には市立の病院が静岡病院と清水病院があります。この蒲原総合病院が加わると3つの大きな市立の病院が存在するわけですが、皆さん御存じのように、病院も非常に赤字経営、それから小嶋市長さんも承知でしょうけど、大変厳しい財政事情の中で3つの公立病院が存在していくというのは、本当に厳しいものだとも私たちが思っております。

それで、住民の医療サービスには欠かせないものであるし、いろいろ厳しい中をやっていかなければならないのではないかと考えていますが、質問ですけれども、この病院の地域の利用状況というか、周辺の市町村の利用状況などを教えていただければ、私たち静岡のほうの者はあまり知らないで、どのような市町村がどの程度利用しているのか教えていただきたいと思います。構成は蒲原町と由比町と富士川町と芝川町が持っているわけですね。ただここで累積欠損の金額などを見ると、少しびっくりいたしました。よろしく申し上げます。

議長（小嶋静岡市長） では、事務局、よろしく申し上げます。

事務局 共立蒲原総合病院の利用者はどの地域の皆さんが利用されていますか、ということですが、これは事務局のほうでデータを持っておりますので、御紹介をさせていただきます。

過去5年間、平成11年から15年の年平均の患者数、入院とそれから通院件数ですけれども、多い順に御紹介をさせていただきます。1番目に多いのが富士川町。全体で平均しますと年約31万4,000人の方が利用されておりますが、富士川町は全体の約30%で、約9万5,000人でございます。2番目に多いのが富士市で、約23%で、人数は約7万3,000人。3番目が蒲原町で、同じく約23%で、人数は約7万2,000人。4番目に由比町で約12%、人数は約3万8,000人。5番目に富士宮市で約5%、人数は約1万7,000人。6番目に芝川町、約2%で人数は約7,000人。その他の地域が約4%でございます。

したがって、共立蒲原総合病院を構成している4町の皆さんの患者数は、約31万4,000人中約21万2,000人で、全体の約67%でございますが、そのほかに富士市と富士宮市からの患者が約9万人、全体の約28%を占めているというデータをこちらのほうで調べてございます。

議長（小嶋静岡市長） ということでございます。ほかに御意見ございますか。

剣持委員（静岡市議会議員） 公立病院というと地域医療に果たす役割は大変大きいし、市あるいは町の中で負担をしていくというのは当然避けて通れないことであるし、それは理解するわけですが、これからその運営というのは大変な時代を迎えてきているわけで、この蒲原病院を見ても、起債未償還残高が76億円。これを直ちに返すということはとても私は不可能だと思います。またその中で、それをどのように運営、維持管理していくかということは大変難しいことですが、現時点においては、やはり継続をせざるを得ないだろうと思います。

そしてもう1つ問題点として提起されることは、約13億円の赤字を抱えている。この赤字が特に富士川と富士の皆さん方の利用度が両方足すと50%を超えるということを考えてときに、やはり合併前にそれぞれの町で負担して清算してもらわないと、そこまで静岡市で赤字分を負担するということ、どういうものかと私は思うわけですが、その点についてどの程度議論が蒲原、由比でされているのか。あるいは富士、富士川にどのような感じでこの病院経営に参加されているのか、その辺がもしわかったら教えていただきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） それでは両町長さん、順番にお願いします。

副会長（山崎蒲原町長） この組織は4町で支えておまして、公営企業法に則った形での経営をしておりますから、確かに13億に近いような累損を抱えておりますが、実績の中身というのは随分と資本繰り入れを4町から歴史的に繰り返してまいりまして、評価の仕方によっていろいろ観点が違うかと思いますが、実質的な自己資本が50億円近くあるという状況だ

と思っております。ですから資本構成の内容は比較的健全なのかと思っております。借り入れは70何億円ですけど、実際に現状の正味での自己資本の残高は30数億あるのではないかと感じて、これは判断によっていろいろですから何とも言えませんけれど、そういう内容だと判断しております。

それで当面は、今、手元がかなり苦しくてどこからか借り入れなくてはいけないというような形でもないわけです。当面、手元の資金は比較的健全に回っている状態だと。管理者としての立場も、この数年間、若干赤字が出ましたけれども、それについては今、資本構成全体を捉えた場合に繰入金の必要なしという判断でやってまいりまして、手元も何とか健全に資金は回っていると、このような状態だと思っております。

しかしながら、これはもうそろそろ抜本的に経営の収支を立て直しませんと、こういう体質をこれ以上引きずるとするのは不健全だと思っております。富士川町長とも由比町長ともよく何とかしたいということでこの話をしますが、具体的な策をそろそろ本当に講じなければいけない。具体的というのはやはり、あまりこういうところでそういう論議はよくないかもしれませんが、やはり公営というものは果たしてこれ以上いかなものかという問題も含めて、考えなくてはいけない状態にあると認識しております。

副会長（望月由比町長） 由比の望月でございます。

蒲原町長が話したとおりでありますけれども、ここに表れている繰越欠損金の残高でありますとか、また起債の未償還残高等の数字を見ると剣持委員が言われるとおりびっくりなされるかと思っております。蒲原病院もここまでに来ますに、老健の問題でありますとか看護学校の問題でありますとか、いろんな面で設備投資をしてきておりまして、そうした形の問題が非常に今の数字に表れてきているかと思っております。

これから合併に向かってそうした一つ一つ、例えば看護専門学校、清水にもあるようですが、その駿河専門学校も、蒲原病院に勤めていただく看護師の養成をしたいという形で専門学校を設置いたしました。しかしながらお金が大変かかる事業でありまして、1億7、8千万円の持ち出しをするわけでありまして、その割合には看護師が育っていかないといったような問題もあるわけでありまして、そうした一つ一つの問題を整理すべきところは整理していくことによって、やはり蒲原病院を維持していく方策が出てくるのではないかと思っております。

またこの問題については、合併のメリットとして、行革ではありますけれども、そのために住民サービスが低下してはいかんという形の中で、蒲原病院の捉え方について由比町、蒲

原町の住民は非常に危惧しているところがあります。したがって、この蒲原病院がどうなるのか、合併したことによっておかしな方向に行っては困るというような大変な要望が強い事業でありますので、私たちもこれからこの合併協議会ですり合わせをしていく中において、この病院の存続についてはいろいろ問題があるかと思えますけれども、強い姿勢でお願いをしていきたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） 豊島委員どうぞ。

豊島委員（由比町女性団体連合会会長） 蒲原病院につきましても、由比町は利用者数でいくと約10%ということですが、この地域性を見ていただきますと蒲原病院の重要性というのは確かにあると思えます。やはり静岡市に向かっていくには、さった峠のところの、今バイパスになっているあの通路しかないということで、例えばもし災害があった場合に、清水病院や厚生病院に行くということに関しましても、もしあそこの道路が寸断されたらどうなるかなどいろいろ考えますと、やはり地域の皆さんにとっては大事な医療機関であるということとは間違いのないと思っております。

やはり財政のことを考えますと、当然、整理も必要だと思っております。1つの案としまして、先ほど蒲原町長さんもおっしゃってございましたけれども、民営化などいろいろあると思えます。静岡市に入りますと財政の問題が一番大きな問題になってくると思えますけれども、地域住民としましては、この病院は大切だということを、ここで私も意見としてお願いをしていきたいと思っております。存続をよろしくお願いしたいと思っております。

志田委員（蒲原町商工会長） 今の意見の中にありましたように、この病院は本当に地域の人たちにとって非常に重要な位置づけを持っております。今、赤字の問題も出ましたけれども、14年、15年は医師不足の問題で赤字が出た。それだけではありませんけれども、それは医師不足が相当大きな要因として赤字が出ております。静岡に合併することによって、そういう大きい組織の中に入ることによって、そういう問題もかなり緩和されてくるのではないかと考えております。そういう中で、やはり今まで公営企業という形の中で、4町で運営してきました。ぜひこの蒲原病院も、合併後は公営企業という形の中で運営していただいて、今出てきたような民営化とかそういうものについては、そういう中で考えていくという形をとっていただきたいと思えます。

6月26日の静岡新聞に、救急医療という大きな見出しで、「清水地域の不安をなくせ、静岡市が検討会発足」との記事が載っていました。この中で小嶋会長は、市民は自分の住む地域でいつでも安心して治療を受けたいと希望しているというコメントを出しております。全

く私もそのとおりだと思います。庵原地区の住民の皆さんも、やはり地域で安心して治療を受けるような体制が一番いいということだと思います。そういうこともありますし、今、実際に1日1,000人の患者さんがいるわけです。15年度の決算でいくと入院患者が1日平均215人、外来患者が1日835人。1日1,000人以上の患者さんがいると。こういう病院を、合併することによって、それをいろんな形で廃止するなどということは、地域住民にとって非常に大きな不安になりますし、ぜひ公営企業として残していただきたい。特にスタート時は、蒲原町はそのままでもいいという、強い要望をいたします。

議長（小嶋静岡市長） はい、大変力強いお言葉をいただきました。

この病院の問題については、かねがね両町長さんから大変地域にとっては大事な問題だと伺っております。もちろん存続をしていくという方向でこれから考えていきたいと思えます。

ただ、これはこの合併協議会で方針を決めることも大事なのですが、相手があることです。場所は富士川町にありますし、今、富士川町長が管理者になっておられますので、その辺存続していく方向で、私と、特に一番の当事者はこの両町長さんでありますので、相手方とこれからどういう形で合併後運営をしていくのか、その辺の話し合いをさせていただきたいと思えます。またその結果、どの時点の合併協議会かわかりませんが、皆さんに報告させていただき、そして了解をしていただくということでもよろしゅうございますか。ですから基本線は今おっしゃったとおりのことでいきたいと思えます。そういうことで御理解いただきたいと思えます。いいですね。

ということで、少し時間も過ぎましたが、約10分休憩します。再開は3時25分とします。

（休 憩）

議長（小嶋静岡市長） ただいまから再開をさせていただきます。

次に庵原郡環境衛生組合について、御意見があれば伺いたいと思えます。よろしく願いいたします。

鈴木委員（静岡市議会議長） 静岡の鈴木です。

今、病院の問題は会長、両町長さんとで、相手もあるということでまとめてくるというお話がありました。これはたたき台としては結構だと思いますけれども、この一部事務組合の問題はすべて絡んでくるわけです。今ここで一つ一つこれをどうだこうだといっても要する

にまとめ切れない問題だと思っておりますので、できれば事務局案を次のときまでにこうしたいというものがあれば、次にでもいいしその次でもいいですが、そういうものを出していただいて、そして議論のできるようにしてもらいたいと思っております。ここだと、ただ両方の要望が出て、静岡の意見を闘わずだけになるものですから、できれば事務局で詰めてもらって、事務局案をこの協議会に出していただきたいと思っております。お願いします。

議長（小嶋静岡市長） という御意見です。志田委員どうぞ。

志田委員（蒲原町商工会長） 今、鈴木委員からまとめてもらいたいという意見が出ましたけれども、私も全く同意見だと思っております。この4つの問題はどれをとってみても、地域の福利厚生に密着した問題でありますし、どれ一つ欠けても困る問題だと思っております。ですからそれをまずまとめて、この程度まではできますという案を、それをたたき台にしてもらったら議論がしやすいのではないかと。病院をとってみても、それから火葬場一つとってみても、ごみの問題にしてもそうですし、全く共通している問題だと思っておりますので、ぜひそういう方向で私も持って行ってもらいたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） それが正しいですね。

それでは、いろいろ御意見もあると思っておりますが、我々ですり合わせ案といいますが、ある程度案をつくりまして、それで皆さんにお諮りをする。できるだけこれは早くやりたいと思っております。相手方とこれから協議に入ってまいりたいと思っております。そういうことでありますので、衛生組合、そして消防組合等については以上でございます。

次に13の使用料、手数料等の取扱いについて事務局から説明をいたします。

事務局 それでは資料の3 - 7ページをご覧くださいと思います。13の使用料、手数料等の取扱いにつきまして御説明をいたします。

ここで使用料とは、地方自治法の規定に基づきまして、行政財産、つまり庁舎、学校、道路等の公用または公共の用に供するものについて、目的外での使用を許可した場合や、公の施設、つまり公民館、体育館等のように住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を利用した場合に徴収するものでございます。参考までに3 - 9ページから12ページまでに、1市2町の主な公の施設を列挙してございます。またご覧いただきたいと思っております。

また3 - 7ページに戻っていただきまして、手数料とは、地方自治法の規定に基づき、住民票の写しの発行や印鑑証明など、特定のものに提供する役務に対して徴収するものでございます。なお使用料を具体的に見ていきますと、3に主な使用料徴収施設を記載してござい

ますが、ご覧のとおりそれぞれ設置している施設の種類や設置数に違いがあるほか、規模や設立時期、利用形態なども異なっております。

次の3 - 8ページには、4といたしまして、主な手数料を記載してございます。戸籍や住民票関係、また税務関係の手数料は若干違いがあるものの、概ね同様であると考えられます。ただし、ごみ処理については、指定ごみ袋料金が静岡市では袋代だけですが、両町ではごみ処理手数料を含んでおり、有料の扱いとなっております。

この件につきましては、ごみの収集及び処理の問題として、先ほどの一部事務組合等の取扱いや、25番目の項目であります清掃事業の取扱いにも関連いたしますが、一部事務組合で処理され有料となっているものにつきましては、前ページの斎場の使用料もそうですけれども、基本的には現行どおり有料の取扱いとし、これらを市のほうで処理する場合には、市の基準により無料の扱いになるものと考えております。

編入合併ということで、基本的には静岡市の方式に合わせていただくこととなりますが、施設そのものの違いや制度の成り立ちなどが異なることから、合併に伴い直ちに使用料、手数料の額を一本化することは難しいと思われまして、また一方では負担の公平性の原則から、同一または類似の施設の使用料や手数料等については、今後適正な額を検討していく必要があると考えられます。

したがって、すり合わせの方針の案といたしましては、「静岡市の制度に統一する。ただし、蒲原町及び由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料については、当分の間、現行のとおりとする。」ということになります。

以上、使用料、手数料等の取扱いについて御説明いたしました。

議長（小嶋静岡市長） もう一度申し上げますが、今回の場合は編入合併でありますので、原則としては静岡市の制度に統一をすることになりますが、蒲原町及び由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は当分の間現行のとおりとする。独自の施設という部分は御理解をいただきたいと思っております。なお、存続する一部事務組合の使用料、手数料については当分の間現行のとおりとする。これは例えば斎場の使用料なども随分違っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、よろしいですか。

安部委員（由比町議会議長） 由比の安部でございます。

会長さんからの説明の中で、それはそれなりに理解いたすとしても、ただこれも話し合い

をと思って本日臨んだわけでございますけれども、まず最終的な結論としては、由比町の施設、何十箇所もあり、その中で使用料等もいただいておりますけれども、そういった施設を、存続できるのかどうなのか、受ける側としては、由比町側としては、その辺が一番ポイントになってこようかと思えます。

ですので、その辺もできたら事務レベルの段階ですり合わせができるならば、ここは残すとか、ここは使用できるとか、そのような形でやっていただいた中で報告をしていただくと、考え方をまとめるのに一番いいのではないかと思いますので、その点できましたらよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（小嶋静岡市長） そういった問題、実はあると思えます。それは合併前にどの程度進めておくかということもありますが、合併後、地域の住民の皆さんとよく相談をしながら、合意の上で、存続するとか、しないとか、また新たにつくるとか、そういう問題が起きてくるのではないかと思います。ですから、その辺はどこまで事前に決めておくのか、決めておいたほうがいいのか、悪いのかというのが結構あります。その気持ちはわかります。

ですから、いずれにしてもそれは、合併してから、その関わる人たちとの話し合いの上で、その後どうしていくかという問題。今、我々静岡・清水の合併もそういう問題たくさん抱えてやっているところもあります。

安部委員（由比町議会議長） 会長さんの御意見に逆らうようで大変申しわけないですけれど、もう一度話をさせていただきたいと思えます。

というのは、合併してしまうと我々の意見っていうのは当然出てこないし、今、会長さんがおっしゃったように、それは委員さんの考え方でなくて、要するにそういう施設を利用するかしないか、存続するか、消してしまうかというのは、要するに利用する地域住民の方の考え方が一番主だという考え方でないかと私は思えます。ですけれども、できればその施設を今後どのように静岡市さんが考えて存続するか、ということもこの際、見きわめておきたいという考え方があるものですから、そういう形の中で会長さんのおっしゃることはそれなりに理解するとしても、大まかなところで、この辺りは存続して残しておくというような形が、将来また皆さんと相談しながらという答えが出せたら、ぜひそういう形で明記していただければありがたいと思えます。

議長（小嶋静岡市長） ですから、原則として合併後も合併前のいろいろなサービスは継続するという約束をしておけばいいのではないですか。今、我々がその判断を求められても困ります。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

うちの議長が大変心配をしていただいていることでもありますけれども、基本的にはそうした項目は別の項目ですり合わせていくことであって、存続させるべきだと私自身も思っております。ただいまは使用料、手数料のところでもありますので、その辺について私も、先ほど事務局のほうで言いましたように編入合併ということでもありますので、基本的には静岡市のほうに統一していくという形でよろしいかと思っております。

ただ広重美術館など由比町独自の施設があるわけでもありますけれども、それについては現行どおりというような形でお願いできればよろしいかと思っておりますので、今うちの議長が心配していることについては、また後でやればよろしいかと思っております。

議長（小嶋静岡市長） そうですね。ですからまた、新たによくするとかしないとかそういう話があると思いますが、建設計画の中でもそれは議論できるのではないかと思います。では、そういうことでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、次に14の国民健康保険事業の取扱いについて、事務局から説明があります。

事務局 それでは資料の3 - 13ページをお願いいたします。14の国民健康保険事業の取扱いについて御説明いたします。

まず1の保険給付の現況ですが、これは表のとおり、給付割合、出産育児一時金、葬祭費のいずれについても各市町で同じ内容となっております。

次に2の保険料の現況につきましては、賦課方法が静岡市は保険料ですが、両町は保険税で異なっていること。また両町では、当初の保険料について、一昨年の所得に基づいた仮算定方式を採用しているほか、保険料率につきましても医療分、それから40歳から64歳までの第2号被保険者の介護分の保険料の内訳がご覧のとおりそれぞれ異なっている状況がございます。ただし、両町では今後の本算定において、現行の率や額の見直しにより静岡市との差が縮まることも考えられます。

したがって、賦課方法、仮算定の有無、納付回数、そして保険料率について一元化を図ることになりますが、静清合併の際は、新設合併のため新市の国民健康保険運営協議会に諮問し答申を得るものとし、合併後1年以内の一元化といたしました。なお今回は編入合併ということでもありますので、合併時における一元化ということも含めて御協議をいただきたいと考えております。説明は以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの国民健康保険事業の取扱いについての説明について、御意見等御発言ありましたらお願いいたします。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

ここに提示されております資料でありますけれども、この保険料の現況というものは、静岡市が平成16年度の率で行ったものでありまして、由比と蒲原は平成15年度の率で行っているものであると思います。したがって、これを単に比較するということがいかどうかという問題もあるわけでございますけれども、由比町におきましては7月に本算定を行うことになっております。したがって、その結果を見て再度比較してみることが大事かと思っておりますので、できれば一度持ち帰らせていただいて、継続審議という形にさせていただければありがたいと思っております。

最終的には静岡市の保険料率に合わせていくことが大事だと私自身も思っております。由比町は現在静岡市よりも高い国保税を負担していることでありますので、大きな不満は出ないのではないかと考えております。蒲原町のほうが深刻ではないかと考えておりますけれども、いずれにいたしましても一度持ち帰らせていただいて、継続審議とさせていただくことがよろしいかと考えておりますのでお願いします。

議長（小嶋静岡市長） 須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 今、由比町長さんのほうから話があったわけですがけれども、確かにこれ16年4月1日現在で記載しております。蒲原町も由比町もこの7月に本算定の内容が出てくるということで、確かに現時点では医療分では蒲原町は低い内容になっています。介護分では若干高いわけですがけれども。ですから7月の内容を見て精査して、私たちもこの問題をどうするかということで検討していきたいと思っておりますので、次の回にお願いしたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） ということでございますが、よろしいですか。

国民健康保険事業の取扱いにつきましては、両町の7月の本算定の保険料を見て、確定することにしますが、基本的にはこれは編入合併ですから、静岡市の制度に合わせざるを得ない。ですから期間がまだありますから、そういうことでよろしくお願いしたいと思っております。

次に15の組織・機構について、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは資料の3 - 14ページをお願いいたします。15の組織及び機構について御説明いたします。

まず編入合併の場合は、基本的には編入する静岡市の組織・機構の制度が適用されること

になります。また静岡市は来年4月の政令指定都市への移行に伴いまして、地方自治法の規定に基づき、3つの行政区に区の事務所、区役所を置くとともに、井川地区と長田地区には出張所を置くものとし、それぞれ支所の呼称を用いることとなっております。

そこで両町の組織及び機構については、静岡市の制度に合わせることにより、各課や出先機関なども統合されることとなりますが、ここでは両町の役場の取扱いについて、静岡市における区役所及び出張所の考え方を踏まえまして御検討をいただきたいと考えております。

まず区役所における業務ですが、資料に記載のとおり、市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行うとともに、住民に最も身近な行政機関として戸籍、国保・年金、税金、福祉関係の課を設置するほか、まちづくり推進課では地域振興、コミュニティづくりなどを担当いたします。また、ここには記載がございませんけれども、効率的な行政執行を図るため旧清水市庁舎には今年度から都市計画事務所、土木事務所、農林事務所を置いております。

そこで、この項目におきましては、1番目としまして、合併後の両町に出張所を置くのかということと、2番目としまして、置く場合は出張所を幾つ置くのか、3番目としまして、出張所の機能についてはどうするのか。以上3点につきまして、行政事務の効率性と住民の利便性の両方の観点から御協議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいま組織・機構について、説明があったとおりであります。平成17年4月からは、静岡市は政令市として区制になります。由比、蒲原は仮称清水区の一部ということになります。そのときに、出張所を、両町に置くのか置かないのか、またその機能をどうするかということが問題になります。

本日はここではどうしますか。皆さんに意見を言っていただくか、それともある程度それぞれ町で持ち帰って、町で統一した意見をまとめてもらいますか。

鈴木委員（静岡市議会議長） 両町で協議すれば、両方に置けという話になると思っております。ただ清水区に編入した場合、静岡で言うと長田の問題、井川は山間部でこれはしょうがないですが、あの人口に対して1つ出張所があるわけです。ですから、そういうことも勘案していただくと、両方窓口はなくしてしまうのではなくて、出張所の場合はやはり両町で1つということを経験的に考えていただくのが筋ではないかと思っております。片方どちらかにするかというのはまた別な話で、だから1つだから他にはないということではなくて、その先の出先は置くにしても、やはり出張所という単位だと1つというのが望ましいのではないかと私は思いますので、その辺も踏まえていただいて、両町で協議をしていただければありがたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） という御意見ございましたが、ほかに御意見ございますか。

杉山委員（しずおか女性の会会長） 静岡の杉山です。

今、長田の出張所の話が出ましたので、人口のこととか、もう少し詳しく、事務局でもどなたでもお話ししていただいたほうがわかりやすいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 事務局、お願いします。

事務局 長田支所の機能、業務でございますけれども、長田支所は仮称B区（仮称駿河区）の出張所といたしまして、長田地区に住む市民が約6万人ございますけれども、その6万人の利用に供するために設置するものでございます。それから業務の内容ですけれども、戸籍・住民関係業務、例えば住民票の写しや戸籍謄本、抄本の交付、印鑑登録証明などの戸籍・住民関係業務。それから国保や年金関係の受け付けなどの国保・年金関係業務。その他に市税の証明事務などの税関係業務。それから生活保護、児童福祉、生涯福祉、高齢者、介護保険などの福祉関係業務。それから住民の皆さんの要望、陳情等の受け付け、市民相談に関することなどのまちづくり推進関係業務を所管する予定でございます。職員数はまだ確定ではないですけれども、20名程度という話は伺っております。ですから区役所の出先機関という位置づけでございます。

議長（小嶋静岡市長） ということでございます。望月副会長さん。

副会長（望月由比町長） 由比の望月でございます。考えの基本の中に、私たち小さな町でこうして町政を執行してきた立場で、人口規模が常に基準にされるということが非常に危惧しております。今6万人に長田の支所をつくるということでありまして。由比町は1万人、蒲原町も1万4,000人くらいでありますけれども、そうしたただ単に人口の規模だからこうだという話をされますと、すべて私たちが事務サービスをしてきたことが、何のためにこういうまちづくりをしてきたのだという、我々115年の長い歴史のまちづくりが否定されることになるわけでありまして。ですので、由比町としては、蒲原町ともよくお話、相談をさせていただくつもりでありますけれども、ただ単に人口がこうだからこの基準に沿ってこうしていけばいいというような感覚で、このすり合わせをされるということについては、私は大変残念に思っております。

由比町としてどうしても必要な支所、出張所という形の中で住民の強い意見を私も聞いておりますし、ただ単に窓口業務だけの出張所ではいけないと私自身は強く思っております。由比町は特に農林業の盛んなまちづくりをしていたわけでありまして、漁港も持っているわけでありまして、そうした農林漁業に関する、また田舎の山間地の道路の状況だとかい

ろんな問題で、建設関係の事務所でありますとか、それは清水の庁舎に持つからいいという形であるかもわかりませんが、そうした一つ一つどうしても必要だと感ずる、行政サービスの低下をさせないための業務はぜひ置いていただきたいという形の中で、これからも要望していきたいと思っております。

行革の中で指揮命令とか総務課的な企画的な立案すべきところは本部に置くべきでありますけれども、やはり住民と接すべき住民サービスを低下させないものについては、やはりそうした田舎であれば田舎であるほど充実すべきであると思っておりますので、その辺をこれからも皆様方に御理解をしていただければありがたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） 他に御意見ございますか。石川委員どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 私も今、由比の望月町長が言われたように、最初は、本当に住民の高いサービスの提供をしっかりとやってほしいと思います。今、長田支所のお話をされましたけれども、いきなりそれでは蒲原で出張所ができて20人、30人いればいいという考えでなくて、最初はそのまま置いていただいて徐々に減らしていく、行政改革をしていくという形でぜひやっていただきたいと思います。

副会長（山崎蒲原町長） すみません、少しだけお願いがあります。

やはり合併というのは、地域の住民にとって役場が遠くなる。このことについては、やはりこういう強烈な印象を住民に与えないような配慮というのは、融和の1つの大きな要素ではないかと感じております。したがって、できるだけ日常のことにかかわる内容について、私たちの役場の中でも、ぜひ住民に密接にかかわる内容について、どうした項目があるのか、ぜひこれは町の中へ残してもらいたいという原案のようなものをぜひ一回提案させていただきたいと考えております。

それからもう1つは、私は先ほど鈴木委員さんが特に強調されましたけれども、蒲原と由比は恐らく1つの町というふうにもう判断してよい地理的な条件でもあるし、地理的にもそういう状態になっているだろうと思っております、やはりこれは蒲原と由比の中でむしろ住民の利便性を優先しながら、どちらの地域へ何を引っ張ってくるというような視点を抜きにして、両町で一回話し合いを持ってみたいと思っております、ぜひその辺を御理解いただけるとありがたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） そういう御意見が出まして、大体その意見に集約されると思います。

この件につきましては、蒲原町さん、由比町さん合同の合併協議会やってよかったと、感じていたところでもあります。ですからその場の雰囲気がおわかりだと思いますので、両町さ

んで御意見をまとめていただいて、また提案をしていただきたいと思います。そのときにあわせて、先ほどの懸案でありました地域審議会、地域自治組織のことも、よろしくお願ひしたいと思います。

少し時間が超過しました。私の不手際で申しわけありませんでした。一応これで本日お話ししようと思っておりました案件はすべて終了いたしました。

その他何かあれば。須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 本日いろいろ手数料などそういう問題について、いろいろ話し合われましたね。今後この合併協議会では基本的な内容について話し合うのですが、それを今度は事務局レベルとかあるいは幹事会へ下ろすわけですね。それでいろいろすり合わせをやって、それをどういう形で町民の皆さんに示すか。

例えば、この前、国保の問題について、方式が変わったということで静岡市で問題になりました。広報紙には出したといっても、住民の皆さんは納税証明書ですかを見て初めて1.5倍になったとか言って大勢押しかけました。やはり合併協議会で決まった内容、特に自分たちが身近な問題としてあるものを、あまり水面下だけで決めてしまわないで、やはりその決めた内容、今こうなっていると、こういうものが決まったとか、このようにすり合わせしたとかいうものを、町民の皆さんに知らしめていかなければいけないのではないかと思います。そういうことを、今後、今からいろいろな問題を具体的に決めていく中でやっていってもらいたいと思います。

例えば幹事会をつくってあります。幹事会が今どういう機能をしているかということ、幹事会の機能というのは、この合併協議会へ出す資料の調整などをやるわけです。

では、幹事会は何回開いたかっていうと、幹事会をもう既に何回か開いていますか。

幹事会の機能というのは、そういう形で合併協議会の提出資料についての検討とか調整をするということで幹事会の目的が出ているわけです。その幹事会のメンバーもつくってあるわけです。ところが実際にもう3回いろいろな資料が出てきているわけですが、では幹事会を開いてやっているのかっていう問題があります。

やはり一番心配なのは、町民の皆さんがそういうことをやはり知っておかなければいけないのではないかとということです。その辺りのPR等をしっかりやってもらいたいと思うのですが、今後そういうことをどのような形で考えていくのか、質問したいと思います。

議長（小嶋静岡市長） それはそれぞれの町で考えてもらったほうがいいかもしれない。

須藤委員（蒲原町議会議長） ただそういうことが、実際に今まで清水、静岡で水面下でや

られたいろいろな項目が、このように決まったという情報は、実際に広報で流されていたのですか。

議長（小嶋静岡市長） 合併協だよりを出していましたが、委員の一言一句まで逐一インターネットで全部公開しました。

須藤委員（蒲原町議会議長） そうすると、日程の中で、合併協議会としては1回か2回しか広報出さないと、一番最初に質問したときにそういう話をされました。だから、私が一番心配するのは、我々がやってきている協議に対して、水面下でやられて我々は全然そういうものを町民に知らしめる、そういう手段をとっていないのではないかということになると、非常に心配です。不信感を持っていますし。

議長（小嶋静岡市長） ということは、この合併協議会として、何か決まったことを印刷物にしてどんどん出してほしいということですね。

須藤委員（蒲原町議会議長） ええ、そういう意味で言っています。そういうそれぞれの幹事会等でやったことについても、しっかりと合併協議会等に報告なりしていただくということもよろしくお願ひしたい。

議長（小嶋静岡市長） はい、わかりました。では、幹事長から。

幹事長 お答えいたします。

この合併協議会自体が、非常に透明性の高い会議であるという格好で進めております。もちろんこの協議会で、ある程度まとまった段階で特集号を何回か出すということは、予算の中でも決まっております。それらを補完する意味で、各町、各市でこの内容について、リアルタイムに各町の広報紙で随時出していると、そのように私どもは理解しております。当初私どもの司会が申しましたが、発言の際にお名前を言ってくださいというのは、インターネット等を通じて、この委員がこういう中身のものを責任をもって答えているということ、公職として情報を提供していると、そのような格好になっております。

ですから、この協議会の中で、すべて公開でやっておりますので、傍聴の方も本日は5、60人いらっしゃいますが、もっとたくさん来ていただいて結構です。そういう中で、基本はもう情報公開である。それをこの協議会の中から出す場合と、それから各町が補完してリアルタイムに出す場合、それから私どもの市のように、例えば議長の求めに応じて議会の代表者を集めて、今の進捗状況をあらゆる場面で説明をしたり、住民の前で説明をしたり、市長が各地区に行ってタウンミーティングで説明をしたり、そういう場面というのはございます。ですから、すべてがこの協議会で発信するから、これを多くしてくれということではなくて、

いろいろな場面でやはり町民、市民の皆さんに情報公開していくということが一番正しい方法だろうと思います。

それからお尋ねの幹事会の件ですが、静岡で言えばすべての部長、それから両町で言えばすべての課長で組織いたしまして、今後、委員の皆様にご協議いただく合併建設計画、これは各界、各般の分野にわたるまちづくり計画でございますが、この建設計画の内容について調整を図っていくのが、幹事会の主な役割であろうと考えております。以上でございます。

須藤委員（蒲原町議会議長） 1つやはり心配するのは、あまりいい話が出ていないわけです。というのは、例えば、これはうわさですが、清水と静岡が合併したときには、清水が静岡のほうに押し切られたとか。だけど蒲原、由比が合併するとき、そういう静岡のペースにはまってってしまうのではないかという話があります。あまりいい話が流れていないものですから、やはり静岡と蒲原、由比が合併して、蒲原のこういうところがよくなった、こういうところは由比も蒲原もよくなった、そういうPRをやはり大いにしていく必要があるのではないかと。そういう意味で私は、町民に対するPRというものについて聞きました。以上です。

議長（小嶋静岡市長） はい、杉山委員。

杉山委員（しずおか女性の会会長） 静岡の杉山です。

それは、各町が時期々々に応じて情報発信することが、まず自分たちの町が、現在置かれているところで情報発信すればよいと思います。それとあとインターネットもあります。本日みたいに傍聴できることもできますし、常に隠してやっているのではなく、先ほど幹事長さんも言ったように情報公開していますので、途中段階は各町が町民に段階的に知らせ、本当にある程度決まった段階で、また広報とか合併協議会だよりとかいろいろなものを出せばいいことで、町が当然今置かれている状況を町民に知らせていくのが妥当ではないかと思えます。

議長（小嶋静岡市長） では、私が少し総括します。

須藤委員の言う気持ちもよくわかります。せっかくここまで来たものですから。町民の皆さんにも、合併したほうがいいのだというような形に、どうせなら持っていくような議論をしたいというお話だろうと思います。我々も静岡側としては、合併の請求を受けて、同じ圏域の仲間だということで受けて今ここにいるわけでありまして。せっかくやるのなら、やはり成就させたいと思えますし、それもお互いにいい形でやれば一番いいわけで、やはりそのポイントは、きちっとした建設計画をつくるのが1つ言えると思います。実は、我々、静岡

・清水のときには、これにかなりエネルギーを使いまして、行政分野ごとに部会をつくりまして、合併協議会でそれを割り振って、皆さんが集まる時間がないものですから、夜やっております。それで何回も何回もやって、それも公開して、それで全体の合併協議会の委員も、お互いこれなら一緒になろうという気持ちになったわけです。ですからそれが1つ。

それともう1つは、やはり本日の委員の皆さんにも知っておいていただきたいのは、やはり今我々が置かれている時代的な背景です。国の財政がどうなっているか。今、国がこの合併を支援している、これをけしからんという人もいるかもしれません。しかし、それはやはり1つ時代の流れの中で、今我々は置かれているわけで、それに抵抗して生き残るのももちろん1つの考え方です。しかし、そういう流れの中で将来を見て、今判断をしないと将来のことに対して誤るのではないかと、そういう判断も私はあると思います。これは、皆さんにかなり言いにくい話かもしれません。しかし、そういういろいろな多面的な判断で、皆さんが合併について判断をしていくというのが正しいと私は思います。

ですから、そういう気持ちの表れが恐らく今度の合併協議の発議だろうと受け取っているものですから、またいろいろ疑問になったらおっしゃっていただきたいと思います。

やはり対町民に対しての、合併するかどうか判断してもらう、一番いい材料は建設計画だと思います。これをきちっと町民の皆さんに納得いただけるようなもの、しかしそれも絵に描いた餅ではいけないわけで、きちっと財政的な裏づけのあるものをつくらなければいけないわけでありまして、それをつくるのが実はこの合併協議会の一番主な仕事だと申し上げておきたいと思います。

それから、いろいろな細かいすり合わせが多くあります。それは規模の大小を問わず、自治体というのは住民に直結したあらゆる仕事をしていますから、全部違いますから、恐らくかなりの数のすり合わせ事項があると思いますが、これはやはり合併前にしておいたほうがいいものと、合併が決まって、実際合併するまで1年あるわけで、この間にすり合わせをしていくことがあります。ですから、特に今回私が心配しているのは、時間がありません。我々4年間かけて行ったものを、半年でやらなくてははいけません。ですからある程度どこまで事前にすり合わせをして決めておくか、合併が決まってから実際合併するまで1年ありますから、そうすればまだ議員の方も町長さんもいらっしゃるわけですから、その上でお互いに譲り合いながらすり合わせをしていくということも実はたくさんあります。

ですからまた、その辺については、この流れの中でご理解いただけるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。とにかくせつかくここまで来たわけですからお互い

頑張ってください。よろしくお願いします。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） 時間が経っておりますので簡単にしますが、蒲原町の議長さんから国保の問題がありました。合併協議会で皆さんに周知が遅れたという話がありましたけれども、合併協議会ではとにかく1年後にすり合わせるということを決めたのです。そしてその1年経って、そのすり合わせをする段階で、国民健康保険の運営協議会があります。その運営協議会を経て、しかもそれは予算が伴うものですから、予算をつけて、そして議会を通った。そして市民の皆さんに周知をしたということでもありますので、合併協議会の中で決めたことではないわけで、それが傍聴の方もいらっしゃいますので誤解があるといけませんので、それだけは皆さん承知をしてお帰りをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（小嶋静岡市長） それでは、本日の合併協議会は以上で終了といたします。ありがとうございました。